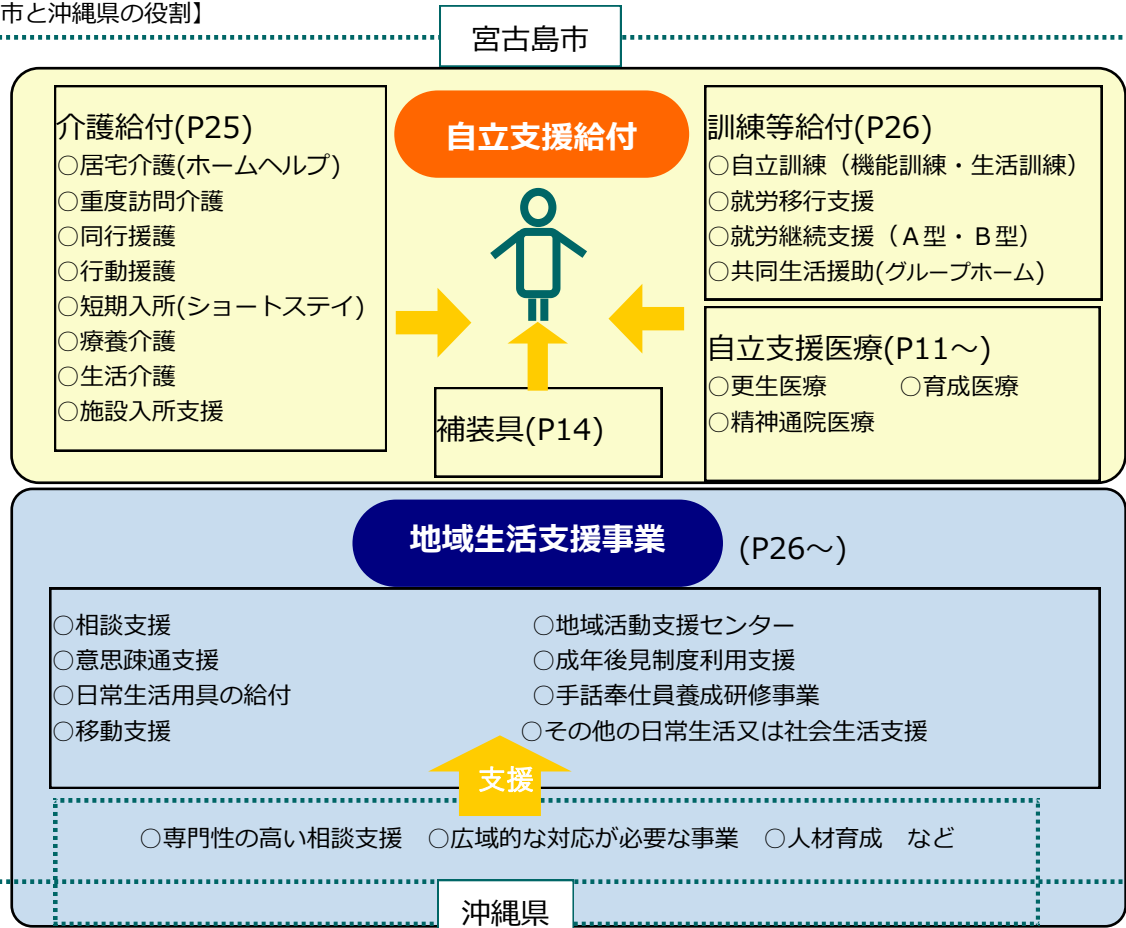


障害者総合支援法

お問い合わせ先：障がい福祉課 73-1975

【障害者総合支援法とは？】 障害者総合支援法は、従来の障害者自立支援法の一部を改正し、平成25年4月1日に施行された法律です。この法律は「制度の谷間」を埋めるという観点から、障害福祉サービス等の対象となる障害者の範囲に難病患者^{※1}等が加わりました。 今後は、障害福祉サービスのあり方や支給決定のあり方等幅広い内容について、法律の施行後3年を目途に検討を行う事が規定されています。サービスの提供は市町村（宮古島市）が行っています。

【宮古島市と沖縄県の役割】



※ 1 対象疾患名

平成27年7月から「障害者総合支援法」の対象となる疾病を332に拡大しました。
詳細はお問い合わせ下さい。





介護給付、障害児通所給付（児童福祉法）

<p>居宅介護 (ホームヘルプ)</p> 	<p>ホームヘルパーと一緒に手伝います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体介護：着替えや入浴のお手伝い ・家事援助：食事の用意や部屋の掃除 ・通院等乗降介助：通院のために、一緒に病院まで行きます。 <p>(P67～72参照)</p>
<p>重度訪問介護</p> 	<p>重い肢体不自由があり、常に介護を必要とする方の家にホームヘルパーを派遣し、身体介護や家事援助、外出の支援を行います。</p> <p>(P67～72参照)</p>
<p>行動援護</p> 	<p>重い障がいにより外出が難しい方が外出する際に、危険を回避するため、ヘルパーが同行し必要な援護を行います。</p>
<p>同行援護</p> 	<p>視覚障害をお持ちの方の外出時の移動、代筆や代読を含む視覚的情報の支援排泄や食事等の介護その他、外出する際に必要となる援助が受けられます。</p>
<p>重度障害者等 包括支援</p> 	<p>重い障がいにより常に介護を必要とする方に対し、居宅介護(ホームヘルプ)などの複数のサービスをまとめて提供します。</p>
<p>短期入所 (ショートステイ)</p> 	<p>家族が病気になったときなどに、短期間、障がい者（児）が施設に泊まることができます。</p> <p>(P62参照)</p>
<p>療養介護</p> 	<p>医療や常に介護が必要な方に対し、医療機関で機能訓練や看護、介護を行います。</p>
<p>生活介護</p> 	<p>常に介護が必要な方が、主として昼間に介護を受けながら創作的活動や授産活動に参加することができます。通所での利用も可能です。</p> <p>(P43～44参照)</p>
<p>施設入所支援</p> 	<p>施設に入所し、主として夜間に、介護を受けることができます。</p> <p>(P61参照)</p>
<p>・放課後等 デイサービス (就学児) ・児童発達支援 (未就学児)</p> 	<p>障がいがある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行います。</p> <p>(P57参照)</p>





地域での生活の支援 障害者総合支援法の事業 2





訓練等給付

自立訓練(生活訓練) 	障害のある方が、地域での生活で困らないように、自分で身の回りのことをする訓練を、一定の期間、施設や自宅で受けることができます。 (P48参照)
就労移行支援 	会社に就職するための訓練を、受けることができます。 (P48～49参照)
就労継続支援(A型・B型) 	会社以外の場所で、支援を受けながら働くことができます。 (P45～52参照)
共同生活援助 (グループホーム) 	障害のある方たちが、アパートや家で一緒に暮らします。 世話人から、日常生活の手伝いをうけることができます ・お金使い方の指導 ・食事の用意の練習など (P63～65参照)

地域相談支援給付

地域移行支援 	精神科病棟や障害者支援施設等に長期入院(入所)している方で地域生活への移行のために支援が必要と認められる方に対して、相談や体験その他必要な支援を行います。
地域定着支援 	単身等で生活することが困難な方で特に支援が必要な方に対し、常に連絡が取れる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、必要な支援を行います。

地域生活支援事業

相談支援事業 	障がい者や保護者から障がい者福祉に関する相談を受けます。 (P38～42参照)
地域活動支援センター 	日中の活動の場の提供および、支援を行います。 ・生活上の相談 ・スポーツやレクリエーション ・創作活動 ・地域との交流 など (P53～54参照)
日中一時支援 	障がい者等の家族の仕事で都合がつかないときや、家族の一時的な負担軽減を図るために、障害者の日中における活動の場を提供します。(P55～56参照)
移動支援事業 	ヘルパーが、外出する手伝いをを行います。買い物や社会参加の為の外出などに利用できます(通勤には利用できません) (P67～72参照)

地域での生活の支援 障害者総合支援法の事業 3

地域生活支援事業のつづき

<p>成年後見制度 利用支援事業</p> 	<p>知的障がい者・精神障がい者が成年後見制度を利用することを支援します。</p>
<p>意思疎通支援事業</p> 	<p>聴覚や言語・音声機能などの障がいのため意思疎通を図ることに支障がある方に対し意思疎通をサポートする手話通訳者・要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。</p>
<p>手話奉仕員養成研修事業</p> 	<p>手話で日常会話を行うに必要な手話表現・技術を取得した手話奉仕員を養成し、手話奉仕員として登録し活動します。</p>
<p>声の広報等 発行</p> 	<p>視覚障害者に対し音訳（文章をテープに吹き込む）により、広報紙を定期的に提供します。</p>
<p>文化芸術活動振興事業</p> 	<p>障がい者などの文化芸術活動を振興するため、作品展、音楽会、映画祭などの文化芸術活動の機会を提供すると共に、創作意欲を助長する為の環境の設備や必要な支援を行います。</p>
<p>レクリエーション活動等 支援事業</p> 	<p>レクリエーション活動を通じて、障がい者などの体力増進、交流、余暇、スポーツに触れる機会を提供し、社会参加活動を行う為の環境設備や支援を行います。</p>
<p>自動車運転免許取得・ 改造等事業</p> 	<p>自動車運転免許取得に要する費用および自ら所有し運転する自動車を改造するために要する経費を助成し、就労や社会復帰の促進を図ります。</p>
<p>住宅改修費助成事業</p> 	<p>重度障がい者が段差解消など住環境の改善を行う場合に助成します。</p>
<p>日常生活用具 給付等事業</p> 	<p>特殊寝台やストーマ用具といった日常生活を容易にするための用具（日常生活用具）の支給等を行います。（P 15 参照）</p>
<p>訪問入浴 サービス</p> 	<p>自力または家族の介助のみでは入浴することのできない在宅の重度身体障害者に対して、入浴設備を備えた車両により定期的に入浴サービスを提供します。</p>
<p>理解促進研修・啓発事業</p> 	<p>障がい者などの日常生活における困難さ等について地域住民へ研修・啓発活動を行い、よりよい共生社会を実現できるよう支援します。</p>
<p>自発的活動支援事業</p> 	<p>障がい者などが、ピアサポート・孤立防止・災害対策・ボランティアの養成等、自発的に活動する為の事業を行います。</p>

地域での生活の支援 その他の事業（県と市の事業）

沖縄県の事業

お問い合わせ先：宮古保健所 72-8447

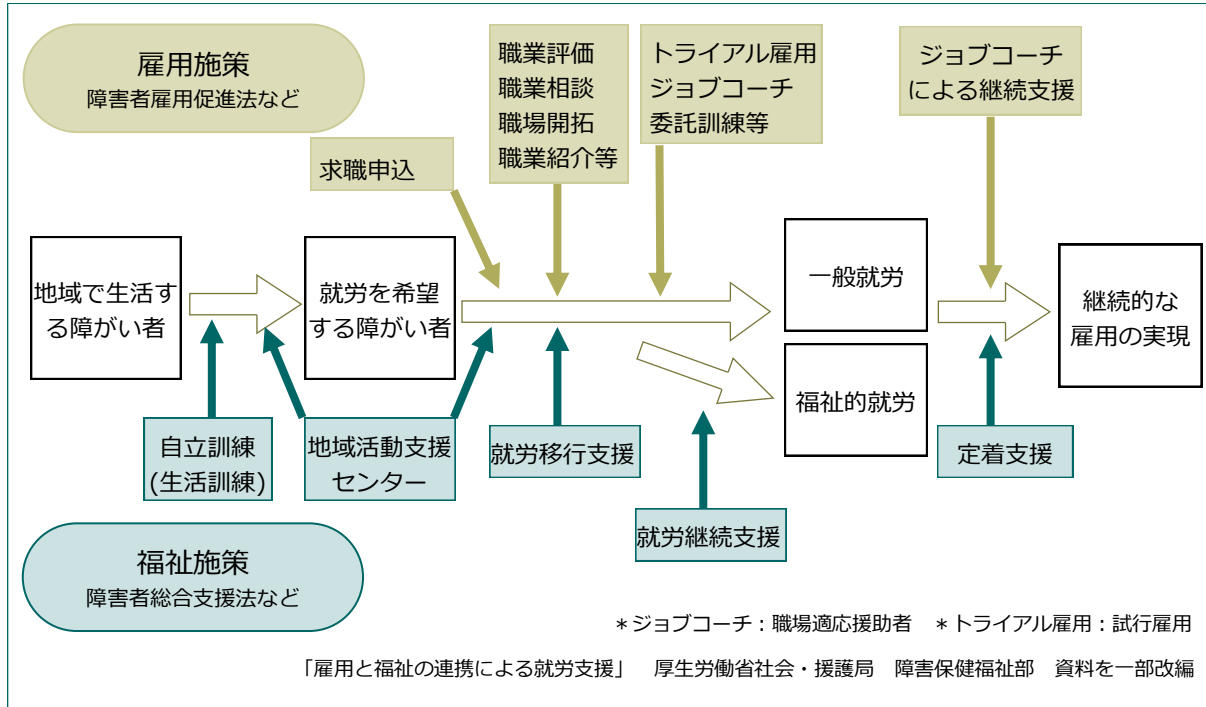
事業名	内容
精神障害者通院患者リハビリテーション事業	精神障がい者が協力事業所（職親）に通い、病気のために低下した仕事に対する集中力や持久力、職場の同僚や上司との人間関係、職場でのストレスに耐える力や解消の仕方などを、作業を通して取り戻し、社会的自立の促進・社会復帰を図ることを目的としている事業です。
うつ病デイケア	沖縄県総合精神保健福祉センター（南風原町）では、慢性のうつ病を患った方が、社会復帰をはかるために認知行動療法を中核としたうつ病デイケアを行っています。
組織活動育成支援	宮古地区断酒会「あだんの会」、アルコール依存症家族会「やしがにの会」、宮古地区精神障害者当事者会「宮古島の会」、宮古島市家族会「みどりの会」の育成支援を行っています。
精神保健専門医相談	ご本人又はその家族が抱えられている心の病や悩みを、宮古福祉保健所で精神科医が相談に応じます。（毎月第2週）プライバシーは保護されますので気軽に相談してください。 *要予約
巡回療育相談	専門医による健診・相談（年4回：3・6・9・12月） 言語訓練、機能訓練、自閉症児の訓練、教育相談保健指導（毎月1回） *この事業は、地域生活支援センターさぼ〜とが県からの委託を受け手実施しています。
難病 自助組織支援	<ul style="list-style-type: none"> ★膠原病友の会（四つ葉の会）・・・・・・・・・・2ヶ月に1回開催 ★神経難病患者・家族の集い（とうんがらの会）・・2ヶ月に1回開催 ★網膜色素変性患者・家族の集い・・・・・・・・・・不定期開催 ★潰瘍性大腸炎・クローン病・・・・・・・・・・不定期開催

宮古島の事業

お問い合わせ先：宮古島市障がい福祉課 73-1975

事業名	内容
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	在宅の小児慢性特定疾患児に対し、日常生活に必要な用具を給付します。
自殺対策強化事業	対面型相談（カウンセリング・要予約）、うつ病デイケア（集団認知行動療法）、SST（学校との連携）、心の健康講演会、ゲートキーパー養成出前講座（随時受け付け）等。
組織活動支援	城辺地区精神障害者家族会「やすらぎ家族会」、「宮古身体障害者連合会」、「宮古地区手をつなぐ育成会」の支援を行っています。

障害者の就労支援の枠組み



雇用施策

お問い合わせ先：宮古公共職業安定所 72-3329

【宮古公共職業安定所（ハローワーク）】

身体・知的・精神等の障害により就職が困難であり、また、就職機会の少ない障害者について、職業相談や職業紹介、就職後の指導を行っています。

障害者の就業支援に関しては、医療・福祉・教育等の関係機関と連携を取りながら、個別の状態に合わせた相談を行っています。

【障害者雇用支援制度について】

- 職場適応援助者（ジョブコーチによる支援）
- 障害者試行雇用事業（トライアル雇用）
- 職場適応訓練制度
- 特定求職者雇用開発助成金制度 などがあります。詳しくは宮古公共職業安定所にお問い合わせください。

福祉施策

障害者総合支援法による就労に向けての支援（自立訓練・就労移行支援・就労継続支援、地域活動支援センター）については、宮古島市役所にお問い合わせ下さい。